

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和5年3月7日(火) 午前10時00分～午前10時26分

2 場 所 門真市役所 本館2階 厚生会会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

5 出席委員(8名)

1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員

5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員

8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員

6 欠席委員(1名)

4番：巽 茂樹 委員

7 職務のため出席した者

局 長：高田 隆慶

局次長：吉田 武史

主 任：谷本 大輔

主 査：濱岡 大祐

係 員：河坂 章志

8 議案・報告等

議案第3号 農地台帳登載願について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

署名委員

岩田隆行

署名委員

木原早智子

令和5年3月7日（火）午前10時00分～午前10時26分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員 にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>議案第3号「農地台帳登載願について」です。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>はい。農地台帳への登載を希望される者から「農地台帳登載願」が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>申請の内容につきましては、議案第3号の議案書を、農地台帳登載に関する基準については、参考資料：議案第3号関係をご覧ください。当該申請地につきましては、添付書類25ページを、土地の状況につきましては添付書類26ページをご覧ください。現地調査は農業委員会より岩田委員、事務局より谷本、河坂で行いました。</p> <p>続きまして参考資料をもとに登載基準を確認してまいります。添付資料2ページ農地台帳登載願（別添）をご覧ください。まず（基準1）「過去の耕作状況」はご覧の登載願別添記載のほか、添付資料7ページから24ページに3年前からの耕作実施報告書を一昨年、昨年、本年と提出されております。</p> <p>次に（基準2～3）につきましては別添記載のとおりであります。以上のことから、総合的に判断し、農地台帳に登載することができる案件と考えます。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ご意見はございませんか。</p>
中道委員	<p>はい。</p>
会長	<p>中道委員、どうぞ。</p>

中道委員	<p>中道です。</p> <p>参考資料の議案第3号関係農地台帳登載に関する基準というペーパーの方なんですけれども、この農地台帳登載に関する基準というのは議論済みというか、この基準があるから今回希望される方が申請されてきたということなのかなという風に思うんですけれども、この基準というものはきちんと議論されてきているのかなという点の確認と、それとこの基準というのは内部基準。それともオープンしている基準。差し支えない範囲で教えていただけたらと思うんですけれども。</p>
事務局	<p>基準につきましては、この3年3耕作ルールというのはここに記載のとおり大阪府が独自で定めているルールでございまして、今回議題に挙げるに際して大阪府農業会議であったり大阪府に確認したんですけれども、法律上明記されているものではございませんでした。府の方から府内の一定基準として我々も通知を受けているものでございましたので、これを適用する旨、申請者には伝えております。</p> <p>またオープンか、オープンでないかというご質問につきまして、案件が多いものではございませんのでホームページにおきましては公開しているものではございません。ただ、ご相談を受けましたら、このような基準があるなどを伝え、ご申請いただいております。</p>
中道委員	<p>ですから、基準としてきっちりしたものを持っていらっしやっつて、それに対する適用を考えているというところ。</p>
事務局	<p>そうですね。ケースバイケースではなく、定まった基準に従ってやっているという形になります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。</p>
岩田委員	<p>ちょっとだけいいですか。</p>
会長	<p>はい。岩田委員どうぞ。</p>
岩田委員	<p>この3年以上の耕作というのがルールですね。これ、たまたま自分が3年やって丸々見てきたから、このルール適用するのん分かるんですけど、これが例えば、農業委員がまたがった場合は確認行ったとき、ほんまに3年前からやってるのか分からへ</p>

	ん。できたら、農地パトロールの時にここが出てますというのを言うてもうたらありがたい。
会長	なるほど。
岩田委員	以上です。
事務局	それはおっしゃるとおりだと思います。現在、新規で農地台帳登載願の相談は無いんですけども、相談出てきた場合、農地パトロールの際に農業委員さんに伝えさせていただきたいと思っています。
会長	それは何かマニュアル化ではないですけども、しておかないと。
事務局	そうですね。
会長	結局それをしておかないと、人が交代すると。事務局のね。
事務局	はい。
会長	そこがまた中途半端になるんで。
事務局	そうですね。
会長	ちゃんと引継ぎということを考えると、やっぱりマニュアルをある程度作っておかないと。
事務局	そうですね。
会長	人が交代したら、また変わってしまう。その辺はよろしく願いします。
事務局	分かりました。
会長	他に何かございませんか。 それでは採決に入りたいと思います。議案第3号、「農地台帳登載願について」、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長

はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第3号、「農地台帳登載願について」、議案のとおり許可することと決しました。

それでは次に移りたいと思います。ここから報告になります。報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

はい。本件は、相続に伴う農地の所有権取得につき、農地法第3条の3の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。

届出内容につきましては、報告第3号の議案書をご覧ください。

届出書につきましては、添付資料29ページでございます。

場所及び土地の状況につきましては、添付資料33ページと34ページをご覧ください。説明は以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。それでは次に移らせてもらいます。

報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

はい。本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。

届出内容につきましては、報告第4号の議案書をご覧ください。

届出につきましては、番号1から5までの5件でございます。

1件目についてであります。

地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料37ページから52ページでございます。当該届出地は、添付資料48,49ページの地図のとおりでございます。届出内容は、37ページのとおり転用の目的は駐車場であります。現地調査へは、農業委員会から寺内会長、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。

次に、2件目についてであります。当該申請地は3件目と一団の土地となっておりますので、2件目3件目とあわせて説明いたします。

地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料53ページから66ページでございます。当該届出地は、添付資料65ページの地図のとおりでございます。

届出内容は、53ページ及び56ページのとおり転用目的は駐車場であり、現況は既に転用済みであります。

現地調査へは、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。

次に、4件目についてであります。当該申請地は5件目と一団の土地となっておりますので、4件目5件目とあわせて説明いたします。

地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料67ページから86ページでございます。当該届出地は、添付資料82ページ及び85ページの地図のとおりでございます。

届出内容は、67ページ及び72ページのとおり転用目的は車庫・住宅であり、現況は既に転用済みであります。

現地調査へは、事務局から濱岡、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。説明は以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

はい。中道委員どうぞ。

中道委員

中道です。

1件目の件で、資料37ページの農地転用届出書の一番下のところ、37ページの下のところ、付近特に問題なしと書き切ったはるんですけども、添付資料の48ページを見ると今回の申請、住宅地図上下で分断されてて分かりにくいんですが、別の名前の方の相続を受けて名義が変わってない状態かなと思うんですけど、さらに48ページの一番下の枠囲みの上の方に、別の方の所有農地があるやに見えるんですけども、これは所有名義がたまたまだ変わってないだけで、この申請ご本人の土地、だから付近特に問題なしと書いてはるという理解でよろしいですね。でないと、まったく別の人の名前が隣にあるんで、特に問題なしと言い切ることはちょっと難しいかなと思うんですけど、そういうことなんで。

<p>会長</p>	<p>その方のご家族の土地になっています。 ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 はい。では、次に移ります。 報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 説明の前に、委員の皆さまに訂正をさせていただきたく存じます。2月総会時に本件の東側土地、218番4について報告させていただいた際、隣接耕作者の土地については本件の土地、218番5という風に説明いたしました。それは誤りでございました。北側である218番6が正しいものであり、この場をお借りいたしまして訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。大変失礼いたしました。 届出内容につきましては、報告第5号の議案書をご覧ください。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料87ページから101ページでございます。 当該届出地は、添付資料98ページの地図のとおり位置しております。 届出の内容は、所有権の移転であり、転用目的は駐車場となっております。 現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から濱岡、河坂で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>
<p>岩田委員</p>	<p>ちょっと質問いいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。岩田委員。</p>

岩田委員	これ駐車場の申請やと思うんですけど、何年かしたら戻してもええんですか。
事務局	農地法上、申請のとおり提出されていれば、あと書類などで判断するんですけども、後追いする調査は実施しておりませんので、また権限もございませんので別のものが建ってしまっても、そこは農地法の関係ではなく建築基準法であったり、環境の法律であったり、そういった観点から法律に適合しているか確認することになるのではないかと考えております。一旦転用してしまうと、その後は建築基準法になってしまうのかなと。
岩田委員	そっちが通れば問題ない。
会長	よろしいでしょうか。 では、本日の議題は以上です。委員会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。